

(10) 在留資格認定証明書交付申請の審査の迅速化に係る同意の有無

国内関係会社で雇用する外国人について、法務省の行う在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化することを希望する場合には、研究開発事業計画の申請に係る書類を法務省へ回付することについて同意すること。

有 無

(11) 総合特別区域制度の活用に係る同意の有無

国内関係会社が、国際戦略総合特別区域（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項に規定する「国際戦略総合特別区域」をいう。）として同条に基づき内閣総理大臣の指定を受けた地方公共団体に所在することが見込まれる場合にあっては、研究開発事業計画の申請に係る書類を当該地方公共団体へ回付することについての同意の有無について必ず記載すること。

有 無

3 研究開発事業に常時使用する従業員の数等

(1) 研究開発事業に常時使用する従業員に関する事項（見込み）

① 研究開発事業に常時使用する従業員の数

(人)

	初年度 (年 月 ~ 年 月)	第二年度 (年 月 ~ 年 月)	第三年度 (年 月 ~ 年 月)	第四年度 (年 月 ~ 年 月)	第五年度 (年 月 ~ 年 月)
従業員数					
従業員数のうち外国人の数					

② 業務の人員体制図

研究開発業務の実施体制が分かるような体制図を作成すること。

③ 上記②に記載した従業員のうち、主な者一覧

氏名	役職	研究分担	研究に関する経歴・専門性等

④ グループ法人から受け入れる者

氏名	派遣する法人の名称、同法人での役職・主な役割	受け入れる法人での役職・主な役割	略歴	計画期間内における派遣期間

(注) グループ法人から受け入れる者が複数ある場合には、その者ごとに繰り返し欄を設けて記載すること。

(2) 外国人の在留に係る管理体制

外国人を受け入れる場合、以下の事項について遵守し、外国人の在留に係る管理体制を整備すること

- 外国人従業員等の稼働状況等（勤務場所・出勤状況を含めた契約の履行状況、国内関係会社の事業経営状況（外国人従業員等のリストを含む。）について、申請者は主務大臣へ1年に1回定期報告すること
- 外国人従業員等との契約内容の変更又は契約の終了（解雇を含む。）があったときは、申請者は速やかに主務大臣へ報告すること
- 外国人従業員等の入管法違反又は刑罰法令違反が判明したときは、申請者は速やかに主務大臣へ報告すること
- 外国人従業員等との契約が終了（解雇を含む。）したときは、申請者は当該外国人従業員等を速やかに出国させること（当該外国人従業員等が在留資格変更許可申請を行った場合を除く。）
- 申請者は外国人従業員等が日本国法令を遵守するよう指導・監督すること

(3) 雇用する外国人の在留資格（見込み）

外国人を雇用する場合、「投資・経営」「法律・会計業務」「研究（博士号取得、大卒後五年以上の研究経験又は十年以上の研究経験を有する者に限る。）」、「人文知識・国際業務（博士号取得、大卒後五年以上の実務経験又は十年以上の実務経験を有する者に限る。）」、「企業内転勤」「永住者」のいずれかの在留資格を持つ者であること

4 実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

研究項目(サブテーマ)	実施時期（実施の始期と終期を矢印で記載）				
	初年度 (年 月 ~ 年 月)	第二年度 (年 月 ~ 年 月)	第三年度 (年 月 ~ 年 月)	第四年度 (年 月 ~ 年 月)	第五年度 (年 月 ~ 年 月)
実施内容					